

「活動プログラムの在り方」について

令和 5 年 5 月 1 3 日
国立赤城青少年交流の家

国立赤城青少年交流の家では、感染症にかかる国や群馬県の動向を踏まえ、当施設で実施している活動プログラムにおける実施基準の見直しを行いました。団体の皆様におかれましては、当施設の活動を計画する際の参考にしてください。

いずれの活動につきましても、基本的な感染症対策を実施した上で、活動することが必要です。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1. 実施できるプログラム

全プログラム実施可能

※天候や感染症等の状況によって一部プログラムが実施できない場合もあります。

※基本的な感染症対策を行って実施してください。

各創作活動についても、使用前後並びに使用中の換気をするなど感染症対策を踏まえた上で実施します。

※講師有りの活動も実施します。ただし、感染症の状況等によって講師派遣ができない場合もあるのでご了承ください。(野外炊事も講師を依頼できます。詳細は手引きの P.8 をご覧ください。)

※野外炊事を実施する場合、調理器具や物品等の貸し出しは可能です。

ただし、共用物品の使用について、不安や心配がある場合は、団体で紙皿や紙コップ、スプーン等を持参することが可能です。

いずれにしても調理をする際には、手指消毒をするなど衛生面に配慮してください。

個人で炊飯できるビニルご飯(防災ご飯)のプログラムもあります。(マニュアルがあります。)

※持参した紙皿や紙コップ等については、45Lごみ袋1枚につき300円で処理することができます。

食堂で購入できる物品：カレー皿(1皿：30円)、200cc用豚汁わん(1個：20円)、
スプーン(1本：10円)、割り箸(1膳5円)
耐熱用ビニル袋(60枚：400円)

食堂で購入した物品には、処分費用はかかりません。

野外炊事の実施方法については、事前の打ち合わせで確認します。

2. テント泊について

※テント一式の持ち込みを可とします。

※テント一式の道具の貸し出しも行います。

※基本的な感染症対策を実施した上で、団体の判断で1つのテントを複数人でご利用いただいてもかまいません。

※設営場所は多目的フィールドとします(谷のキャンプ場は使用不可)。